

◎保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（昭和十八年厚生労働省告示第四百九十八号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>七の五 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医科点数表区分番号D009の3に掲げるα-フェトプロテイン（AFP）（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）</p> <p>ハ〜ル（略）</p> <p>八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法</p> <p>イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料及び特定入院基本料を含む）、医科点数表に規定する一般病棟入院基本料の注13の規定により算定する場合（歯科点数表第1章第2部第1節通則1の規定により医科点数表の例により算定する場合を含む。）を除く。））、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。</p> <p>ロ イの場合以外の場合にあつては、現に入院している病院又は診療所において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。</p> <p>九 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者</p>	<p>七の五 告示第二条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定めるもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 医科点数表区分番号D009の2に掲げるα-フェトプロテイン（AFP）（歯科点数表第2章第3部検査通則第5号においてその例による場合を含む。）</p> <p>ハ〜ル（略）</p> <p>八 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める入院期間の計算方法</p> <p>イ 病院又は診療所を退院した後、同一の疾病又は負傷により、当該病院若しくは診療所又は他の病院若しくは診療所に入院した場合（当該疾病又は負傷が治癒し、又はこれに準ずる状態になった後に入院した場合を除く。）にあつては、これらの病院又は診療所において通算対象入院料（医科点数表又は歯科点数表に規定する一般病棟入院基本料（特別入院基本料、七対一特別入院基本料、十対一特別入院基本料及び特定入院基本料を含む）、特定機能病院入院基本料（一般病棟の場合に限る。）及び専門病院入院基本料をいう。以下同じ。）を算定していた期間を通算する。</p> <p>ロ イの場合以外の場合にあつては、現に入院している病院又は診療所において通算対象入院料を算定していた期間を通算する。</p> <p>九 告示第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者</p> <p>イ 通算対象入院料を算定する病棟又は診療所に入院している患者以外の患者</p> <p>ロ 医科点数表第1章第2部第2節に規定する難病患者等入院診療</p>

イ 通算対象入院料を算定する病棟又は診療所に入院している患者以外の患者

ロ 医科点数表第1章第2部第2節に規定する難病患者等入院診療加算を算定する患者

ハ 医科点数表第1章第2部第2節及び歯科点数表第1章第2部第2節に規定する重症者等療養環境特別加算を算定する患者

ニ 重度の肢体不自由者（平成二十年十月一日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（平成二十年十月一日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

ホ 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る。）を投与している状態にある患者

ヘ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態にある患者

ト ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者

チ 人工呼吸器を使用している状態にある患者

リ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者

ヌ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者

ル 十五歳未満の患者

ヲ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者

ワ ロからヌまでに掲げる状態に準ずる状態にある患者

加算を算定する患者

ハ 医科点数表第1章第2部第2節及び歯科点数表第1章第2部第2節に規定する重症者等療養環境特別加算を算定する患者

ニ 重度の肢体不自由者（平成二十年十月一日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（平成二十年十月一日以降においては、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等

ホ 悪性新生物に対する腫瘍用薬（重篤な副作用を有するものに限る。）を投与している状態にある患者

ヘ 悪性新生物に対する放射線治療を実施している状態にある患者

ト ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態にある患者

チ 人工呼吸器を使用している状態にある患者

リ 人工腎臓又は血漿交換療法を実施している状態にある患者

ヌ 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者

ル 十五歳未満の患者

ヲ 障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第一条第一号の育成医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十三条の二第二項第一号の医療の給付を受けている患者

ワ ロからヌまでに掲げる状態に準ずる状態にある患者